

## 労働安全衛生規則が改正施行されます

# 新たにアスファルト等 10 物質について 名称の表示等が義務付けられます

一定の有害性が明らかになった物質を、措置の対象となる物質として追加等するため、労働安全衛生法施行令を一部改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成 29 年 8 月 3 日に公布され、平成 30 年 7 月 1 日から施行されます。

なお、シリカ及び結晶質シリカに係る改正については公布日に施行済みです。

結晶質シリカを除く 10 物質について以下の措置が 7 月 1 日から義務付けられます。

- 1 労働安全衛生法第 57 条第 1 項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）
- 2 労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- 3 労働安全衛生法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

なお、「ほう酸」は既に別表に掲載されている「ほう酸ナトリウム」と統合され「ほう酸及びそのナトリウム塩」と規定され、改正後の対象物質の数は 672 物質となります。

### 令別表第 9 に新たに定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切値一覧

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%)	通知 (重量%)
アスファルト	8052-42-4	1%未満	0.1%未満
1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%未満	1%未満
2-クロロ 1-プロパノール	78-89-7	1%未満	1%未満
結晶質シリカ（施行済み）	14808-60-7 他	0.1%未満	0.1%未満
ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(ターシャリ-ブチルチオメチル)(別名テルブホス)	13071-79-9	1%未満	0.1%未満
フェニルイソシアネート	103-71-9	1%未満	0.1%未満
2,3-ブタンジオン(別名ジアセチル)	431-03-8	1%未満	0.1%未満
ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
ポルトランドセメント	65997-15-1	1%未満	1%未満
2-メトキシ-2-メチルブタン(別名ターシャリ-アミルメチルエーテル)	994-05-8	1%未満	0.1%未満
硫化カルボニル	463-58-1	1%未満	1%未満

アスファルトについては、建設業者が舗装・防水工事後、施主に引き渡す際には、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」に該当し、上記 1～3 の措置の対象になりません。また、ポルトランドセメントの施工後の譲渡・提供についても同様です。

詳しくは厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173873.html>

をご覧ください。